自殺対策基本法第23条第１項に基づく協議会とは

資料３

（以下「法定協議会」という。）

法定協議会とは

- **自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための対処**を行う体制の整備及び充実 並びに
- **自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援**を適切かつ効果的に実施 するため、

各地方公共団体において、協議会を構成する関係者の間でこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う場。

期待される効果

① 早期把握
② 早期支援
③ 各役割の共通理解
④ 各関係機関の体制づくり
⑤ 適切な支援の提供
⑥ こどもの自殺対策の改善

法定協議会の構成者

例）学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、自殺対策に係る活動を行う民間団体。
その他に、こども家庭センター、保健所、有識者等、
法に記載のない機関や関係者を構成者とすることも可能。

※ それぞれの役割分担等を共有し、適切な連携の下で支援を展開。
※ 構成者以外の関係機関の参加は、必要に応じて個別に対応。

法定協議会の構成イメージ

個別ケース検討会議
自殺の発生を回避するため、支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもへの個別の支援のための会議

＋

全体会議
地域におけるこどもの自殺の状況分析や対策の検討、取組の評価など、地域におけるこどもの自殺対策について協議する会議

支援の対象

こども
自殺回避の支援に緊急性を要するこども。
自殺未遂をしたこども。

家　族

協議会
可能な限りの支援と協力を得られるよう、いかに支援するかの視点。

法定協議会に求められる役割と本県のこどもの自殺対策

法定協議会に求められる役割

市町村※

個別ケース検討会議

※地域の実情により単独の設置が難しい場合は、複数の市町村が共同で設置することも可能

① 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもの状況などの確認
② 当該こどもの自殺リスクの評価
（こども自身の発達特性が自殺未遂に与える影響と環境要因についても含める）
③ 支援方針の検討　④ 関係機関等の具体的な役割分担の決定
⑤ 定期的な支援状況の確認　⑥ 必要に応じて支援方針の見直し
⑦ 家族に対する支援の在り方　など

支援の要請等

必要に応じて支援

個別ケースを通じた課題の抽出　など

全体会議

地域における子どもの自殺の状況分析や対策の検討、取り組みの評価など
※ 複数のケースの支援状況を確認することも可能

市町村の課題を集約

都道府県

個別ケース検討会議

① **市町村の個別ケース検討会議だけで対応困難な事案**について、市町村の求めに応じて対応方法を議論
② **地域の実情により協議会の設置に至らない市町村**に対して、必要に応じて、支援対象のこどもの居住地がある市町村主体の個別ケース検討会議を支援

※ 子ども若者自殺危機対応チームのケース会と一体的に運用可

課題を抽出

全体会議

市町村から集約した課題を踏まえて、県内における子どもの自殺の状況分析や対策の検討、取り組みの評価などを実施し、県全体の施策に反映

必要に応じて支援

本県のこどもの自殺対策

学校・市町村等

ケース会

自殺の可能性が高い子ども・若者に対して以下の項目について協議

①アセスメント及び見立て
②自殺リスク評価
③支援方針
④支援後のフォローアップ
⑤地域の支援者に対する助言　など

助言・参加

こども若者自殺危機対応チーム

- 専門家チーム
- 圏域サポートチーム
- 事務局（精神保健福祉センター）
- 協力機関（県教育委員会※）

※人権教育・児童生徒課

県内市町村における法定協議会の設置検討状況

※R8.6　34市町村＋中芸広域連合へ改正自殺対策基本法に基づく協議会の設置状況調査を実施

設置検討状況	市町村数	市町村からの主な意見等
設置済	1	・既存の会議体（全年齢を対象とした自殺未遂者のネットワーク連絡会）を活用
未定または検討中	21	【懸念や課題】 ・関係部署・関係機関と課題や方向性、連携方法の整理が必要 ・事務局（主管・運営を担う部署）が明確でなく、具体的な検討が進めにくい ・活用できる既存の会議体の整理や、協議会の運営・運用方針の明確化が必要
予定なし	13	【予定なしの理由】 ・要保護児童対策地域協議会で対応 ・既存の枠組み（保健・福祉・教育など各分野との日頃の連携や連絡体制）で対応できている ・小規模自治体では協議会を単独で設置することが難しい

全般的な課題等

・現場の人員体制に限りがあり、新たな協議会の設置は事務負担の面でも慎重な検討が必要。
・教職員との密な連携体制が築きづらい。
・会議体設置にあたって、県や保健所からのアドバイス・助言や後方支援をお願いしたい。
・対象生徒が自治体外の学校に通っている場合があり、自治体内のみで協議や体制づくりを行うことが難しい。

（参考）

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要 （令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている**。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった（平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2．7倍**）。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1．基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2．こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（**第3条第2項**）

○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（**第5条**）

3．基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（**第17条第3項**）

○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（**第18条**）

○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（**第19条第2項**）

○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（**第19条第3項**）

○自殺未遂者等への継続的な支援を明記（**第20条**）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（**第21条**）

4．協議会（第4章）

○地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5．状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6．こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、**3（第17条第3項部分）**、**4**、**6**は、令和8年4月1日）